第九条第一項の表都道府県の項第六号2中「「地方公営企業に対する繰出金等について」（平成二十一年八月七日付け総財公第百十五号、総財企第八十八号、総財経第百十一号。以下この表において「繰出金等について」という。）」を「地方公営企業に対する繰出金等について」（平成二十二年七月三十日付け総財公第六十七号、総財企第七十六号、総財経第八十三号。以下この表において「繰出金等について」という。）」に改め、同号5中「平成二十一年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十一年四月二十四日付け総財公第六十九号。以下この表において「平成二十一年度繰出基準」という。）」を「平成二十一年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十二年四月二十三日付け総財公第四十四号。以下この表において「平成二十二年度繰出基準」という。）」に、「平成二十一年度繰出基準」を「平成二十二年度繰出基準」に改め、同号6中「平成十五年度から平成二十二年度」を「平成十五年度から平成二十一年度」に、「平成二十一年度繰出基準」を「平成二十二年度繰出基準」に改め、「の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度」の下に「及び平成二十二年度」を加え、同号8中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号9中「平成二十一年度繰出基準」を「平成二十二年度繰出基準」に、「及び平成二十一年度」を「から平成二十二年度までの各年度」に改め、同号16中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号17中「0.826」を「0.894」に、「0.669」を「0.734」に、「1.69」を「1.70」に、「8,911」を「8,945」に、「7,364」を「7,388」に、「0.193」を「0.186」に、「0.96」を「0.97」に、「0.48」を「0.49」に、「12,200」を「12,500」に改め、同号17算式ウの笠号中「「平成20年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成21年5月22日付け保国発第0522001号。以下この条において「平成20年度事業実績報告」という。）に定める「様式第1　市町村「平成20年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「2．療養給付費等負担（補助）金の額［33］」欄の数値及び「平成18年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値並びに「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　①本年度退職被保険者等に係る額」のうち「調整対象基準額［60］」欄の数値の合算値を控除した数値、「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　③前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［66］」欄の数値から「7．前期高齢者に係る額　②前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［64］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成20年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」中「2．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「2．負担金内訳　(3)後期高齢者医療費支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［22］」欄の数値、「2．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［28］」欄の数値及び「2．負担金内訳　(5)病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値」を「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成22年5月18日付け保国発第0518第1号。以下この条において「平成21年度事業実績報告」という。）に定める「様式第1　市町村「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「2．療養給付費等負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「様式第9（その1）平成21年度療養給付費等負担金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の1／2［33］」欄の数値及び「平成18年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値並びに「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　①本年度退職被保険者等に係る額」のうち「調整対象基準額［60］」欄の数値の合算値を控除した数値、「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　③前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［66］」欄の数値から「7．前期高齢者に係る額　②前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［64］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成20年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」中「2．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「2．負担金内訳　(3)後期高齢者医療費支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［22］」欄の数値、「2．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［28］」欄の数値及び「2．負担金内訳　(5)病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値」を「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成22年5月18日付け保国発第0518第1号。以下この条において「平成21年度事業実績報告」という。）に定める「様式第1　市町村「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「2．療養給付費等負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「様式第9（その1）平成21年度療養給付費等負担金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の1／2［33］」欄の数値及び「平成18年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値並びに「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　①本年度退職被保険者等に係る額」のうち「調整対象基準額［60］」欄の数値の合算値を控除した数値、「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　③前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［66］」欄の数値から「7．前期高齢者に係る額　②前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［64］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成20年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」中「2．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「2．負担金内訳　(3)後期高齢者医療費支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［22］」欄の数値、「2．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［28］」欄の数値及び「2．負担金内訳　(5)病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値」を「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成22年5月18日付け保国発第0518第1号。以下この条において「平成21年度事業実績報告」という。）に定める「様式第1　市町村「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「2．療養給付費等負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「様式第9（その1）平成21年度療養給付費等負担金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の1／2［33］」欄の数値及び「平成18年度指定市町村に係る基準超過費用額［34］」欄の数値並びに「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　①本年度退職被保険者等に係る額」のうち「調整対象基準額［60］」欄の数値の合算値を控除した数値、「様式第6－B　平成20年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（市町村）」中「7．前期高齢者に係る額　③前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［66］」欄の数値から「7．前期高齢者に係る額　②前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［64］」欄の数値を控除した数値並びに「様式第10　平成20年度療養給付費等負担金算出表（市町村）」中「2．負担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「2．負担金内訳　(3)後期高齢者医療費支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［22］」欄の数値、「2．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［28］」欄の数値及び「2．負担金内訳　(5)病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値」を「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成22年5月18日付け保国発第0518第1号。以下この条において「平成21年度事業実績報告」という。）に定める「様式第1　市町村「平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」」のうち「2．療養給付費等負担（補助）金の額に関する調」中「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「様式第9（その1）平成21年度療養給付費等負担金対象費用額算出表（市町村（全体分））」のうち「保険基盤安定繰入金の1／2［33］」欄